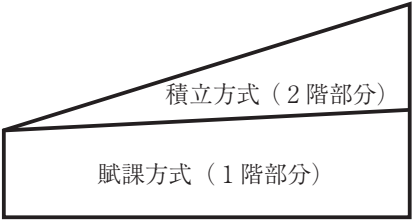


国名	中国
公的年金の体系	 ※都市部就業者（公務員を除く）の年金制度を図示（以下同様） ※都市部非就業者・農村部住民については任意加入の別途の制度あり（本文 8. 参照）
被保険者 （◎強制△任意×非加入）	・都市部の被用者◎ ・都市部の自営業者◎
保険料率（2022年）	企業 賃金×16% （全て1階部分（社会プール）へ拠出） 従業員 賃金×8% （全て2階部分（個人勘定）へ拠出） ※賃金には諸手当も含む。また保険料計算の基礎となる賃金の上限は、地域の平均賃金の300%
支給開始年齢	男性：60歳 専門職女性：55歳，その他女性：50歳 危険業務従事者（鉱山従事者等）：男性：55歳，女性：45歳 ※支給開始年齢は，1階・2階で同じ ※いずれの場合も，15年以上の加入期間が必要
基本給付額	給付水準は1階・2階合わせて，前年の平均賃金の4割程度
給付の構造	1階部分 $[(退職時における地域の前年の平均賃金 + 加入期間の平均賃金) / 2] \times 加入期間 \times 1\%$ 2階部分 ① 加入期間が15年以上の場合 $[個人勘定残高の元利合計] / 支給開始年齢に基づいて定められた値(年金現価率に相当)$ ② 加入期間が15年未満の場合 ・原則的には加入要件（15年間）を満たすまで継続拠出 ・地域によっては，一時金払いの選択も可能
所得再分配	1階部分は定額給付を含むため，所得再分配機能がある。
公的年金の財政方式	1階部分：給付建て，賦課方式，保険料（企業負担） 2階部分：拠出建て，積立方式，保険料（従業員負担）
国庫負担	運営管理費用，年金保険基金について補填。加えて，人口構造の変化によって基本年金基金の財政収支が赤字になった場合は，赤字部分を別途積み立てた全国社会保障基金によって補填する措置がある。
年金制度における最低保障	なし
無年金者への措置	都市部に関しては，最低生活保障制度（生活保護），失業給付で対応
公的年金と私的年金	公的年金の上乗せの制度として，任意の私的（企業・個人）年金がある。 拠出建ての企業年金（Enterprise Annuity：EA）は2004年に創設された。少子高齢化の進展，老後に向けた資産形成の促進によって2018年2月に制度を改定。「企業年金弁法」が施行されている。個人年金については2018年から個人所得税の課税繰延べ措置が実施されている。
国民への個人年金情報の提供	なし

（片山ゆき・ニッセイ基礎研究所保険研究部主任研究員）

中国の年金制度

片山ゆき（ニッセイ基礎研究所 保険研究部
主任研究員）

1. 制度の特色

中華人民共和国（以下、「中国」）の都市部における年金制度は、1994年に世界銀行が“Averting The Old Age Crisis”の中で推奨した3本柱の年金制度体系の理念を採用し、賦課方式と積立方式を組み合わせた2階建ての年金制度となっている点が特徴である。

以下では、主に都市部の被用者を対象とした年金制度を取り扱う。農村部住民及び都市の非就業者を対象とした制度、公務員を対象とした制度については、8. 最近の論議や動向・課題の(3), (4)を参照されたい。

2. 沿革

中国は1949年10月に国家の成立が宣言され、1951年「中華人民共和国労働保険条例」の公布によって、全国統一の年金制度（養老保険制度）の基本的な枠組みが整備された。この制度への適用対象者は国営企業の従業員等に限定されていた。

1955年「国家機関職員退休処理に関する暫行弁法」及び「国家機関職員退職処遇に関する暫行弁法」によって、国家機関等の職員の年金制度が創設された。こうして、都市部に国営企業の従業員と国家機関等の職員に対する2つの年金制度が確立したが、1958年「企業従業員・政府機関職員の退休に関する暫定規定（草案）」によって、これらの制度が統合された。

1966-1976年の文化大革命の間は、その社会像が社会保障制度を批判・破壊するものであったため、社会保障制度の解体を余儀なくされた。1969年財務部の「国営企業財務活動の制度改革に関する意見書」によって、全国統一の年金制度は国営企業自身が管理・運営を行うことになり、企業ごとの老齢年金保険へ移行された。

文化大革命後、1978年「労働者退休、退職に関する暫定弁法」によって、主に国営企業を適用対象に年金制度の実施・改正が行われたものの、実態としては企業保険のままであった。その後、適用対象が

1984年から集団部門の従業員、1988年から私営企業の従業員へ拡大された。年金制度等の運営を強制された国営企業等は、強制がない外資企業等、他の形態の企業と比べて競争上不利になり、企業保険から社会保険への転換が求められるようになった。

1986年、「国営企業において労働契約制を実行する暫定規定」が発行され、保険料負担について従来の全額企業負担から、企業、個人、国家の3者負担制が導入された。

1991年、「企業従業員の養老保険制度改革に関する国務院の決定」が公布され、国営企業ごとの年金制度は、省などの地域ごとに設けられた基金で管理・運営を行う制度へ移行された。これにより、年金保険料は地域ごとに社会プール化されるようになる。1995年に、国務院からガイドライン「企業従業員の養老保険制度改革を進化することに関する通知」が公布され、賦課方式と積立方式（個人勘定）を組み合わせた新制度が導入された。

1997年には、国務院から「統一した企業従業員の基本養老保険制度の確立に関する決定」が公布され、企業と従業員個人の保険料率、給付算定式等が決定された。

2005年12月、「企業従業員の基本養老保険制度の改善に関する決定」が国務院から公布され、保険料率と給付算定式が変更された。また、全ての従業員、自営業者等が基本養老保険に加入することが勧告された。

2006年1月、賦課方式部分の基本年金基金（日本の年金積立金に相当）の財政状況が悪化したことを背景に、企業拠出の一部を個人勘定へ充当することを廃止し、企業拠出は全額1階賦課方式の制度に充当することとされた。

2009年2月、「農民工参加基本養老保険弁法」及び「都市企業従業員基本養老保険関係移転接続暫定弁法」が公布された。前者では農民工との労働契約時における基本養老保険への加入の義務付け、後者では転職時におけるポータビリティの方法が提示された。

2010年10月、社会保険法が全国人民代表大会常務委員会で採択され、2011年7月1日から施行された。社会保険法では各社会保険の法制化、基本年金基金の全国統合、ポータビリティの確保に加えて、加入

者の範囲の明確化，保険料徴収の厳格化が定められ，中国における外国人被用者の社会保険加入も明示された。

3. 制度体系の概要

都市部の被用者・自営業者を対象とした年金制度（都市職工基本養老保険）は，企業・個人が負担し，社会プール（1階賦課方式）と個人勘定（2階積立方式）の組み合わせとなっている。

農村部から都市部へ移住した就業者の場合，従来は2階の個人勘定に積み立てたものを一時金で受け取ることしかできなかったが，2001年12月より，都市部の被用者と同じ年金給付の資格が付与されるようになった。

2022年末時点での都市職工基本養老保険の加入者数は5億355万人（公務員を含む）で，そのうち定年退職者数は1億3,644万人であった。

4. 給付算定方式，支給開始年齢

都市職工基本養老保険において，老齢給付は新制度実施後に就業し，加入年数が15年以上（「新人」）の場合，1階の賦課方式部分の給付は，地域の前年の平均賃金，加入期間の平均賃金，加入期間に応じて算定される（基本年金）。2階の積立方式の部分には個人勘定の残高を政府が決定した年金現価率で除した額が支払われる（表1参照）。給付水準は1階・2階合わせて，前年の平均賃金の4割程度である。遺族給付は，1階部分より，葬儀補助金，残された扶養家族の人数に応じて救済金，2階部分より個人勘定の残高がそれぞれ一時金で支給される。個人勘定からの給付については，定年前に死亡した場合，2006年1月までに企業が拠出した保険料に係る残高は基本年金基金に移管される。

なお，保険料は個人の賃金（諸手当を含む）ベース，給付は地域の前年の平均賃金ベースである点に留意が必要である。

支給開始年齢は法定の退職年齢と同一で，男性60歳，専門職女性55歳，その他女性50歳である。鉱山従事者等危険業務従事者で，加入年数15年以上の者は，男性55歳，女性45歳で定年退職とされる。ただし，2025年を目途に定年退職年齢（支給開始年齢）の引き上げが検討されている。老齢年金の支給は年

齢要件に加えて，15年以上の加入期間があることが要件とされている。

表1 個人勘定（2階部分）の給付算定で適用される年金現価率

退職年齢	年金現価率 (月数)
40	233
41	230
42	226
43	223
44	220
45	216
46	212
47	208
48	204
49	199
50	195
51	190
52	185
53	180
54	175
55	170
56	164
57	158
58	152
59	145
60	139
61	132
62	125
63	117
64	109
65	101
66	93
67	84
68	75
69	65
70	56

・「新人」（新制度実施後就業，加入年数15年以上の者）

$$[(\text{退職時における地域の前年の平均賃金} + \text{加入期間の平均賃金}) / 2] \times \text{加入期間} \times 1\% + [\text{個人勘定残高の元利合計}] / \text{年金現価率}$$

・「中人」（新制度実施前就業，新制度実施後退職，加入年数15年以上の者）

新人の給付に加えて，保険料納付期間，年齢，その他の条件により加算金が支給される。

・「老人」（新制度実施前に退職した人）

旧制度の給付（ $[\text{地域の前年の平均賃金} \times 20\%] + [\text{個人勘定残高} / 120]$ ）が支給される。

5. 負担, 財源

財源は被用者の場合は企業と従業員が負担する保険料で、保険料率は賃金（諸手当を含む）の24%（企業16%（1階部分へ拠出）、従業員8%（2階部分へ拠出））である。2019年、米中貿易摩擦など経済成長の減速から、企業が負担する保険料率が19%から16%まで引き下げられ、この施策が2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大期以降も継続されている。保険料計算の基礎となる賃金（日本でいう標準報酬）の上限は、地域の前年の平均賃金の300%、下限は60%となっている。

なお、国庫・地方財政は、基本年金基金への補填、1階賦課方式部分の年金制度を運営する管理費用を負担している。

中国では2022年1月から各地域の基本年金基金に関するオンラインシステムの全国統合が進められている。しかし、それまでは管理・運営も地域ごとに分立しており、同一制度・地域間での財源移転が働かない状態が続いていた。これに対しては、2018年～2021年にかけては「中央調整基金」が新設され、省（直轄市・自治区）単位でまとめた基本年金基金から一定額を徴収して財源を確保し、それを定年退職者数が多く、高齢化率が高い地域により多く移転する仕組みが構築されていた。2022年以降はそれまでの中央調整基金の役割が「全国統合調整金」として引き継がれている。2022年は合計2,017億元が地域間で移転された（財政部資料）。

6. 財政方式, 積立金の管理運用

財政方式については1階は賦課方式、2階は積立方式を採用している。2022年、1階部分の基本年金基金の積立金残高は5兆2,947億元であった（財政部決算）。

積立金の運用については、これまでは各地域において、主に国債と預金に限られてきた。2015年8月、運用政策が緩和され、これまでの運用先に加えて、株式への投資（30%を限度）が解禁された。また、海外投資を除く、各種債券、MMF、先物取引、エクイティ投資等への投資も可能となった。

加えて、各省単位で年金給付に充てられなかった部分の一部を拠出し、全国社会保障基金理事会へ委

託運用することも可能となっている。2022年末時点では、各省・直轄市などが合計1兆4,409億元を全国社会保障基金理事会に運用委託した。また、基本年金基金の財政改善を念頭に、国有企業の株式売却益も全国社会保障基金に移管されている。

7. 制度の企画・運営体制

年金制度の主務官庁は人力資源・社会保障部である。年金制度の実質的な運営は省及び直轄市等の地域ごとに設置された社会保険管理機構が実施している。また、2019年以降、保険料徴収の強化を目指して、税務当局による保険料徴収も開始されている。

8. 最近の論議や動向・課題

(1) 少子高齢化, 人口減少社会の到来

2021年、総人口に占める65歳以上の人口の割合は14.2%となり、中国は高齢社会に移行した。高齢化のスピード（65歳以上の人口が7%から14%に推移するのに要する年数）は日本が24年であったのに対して、中国は20年で達したことになる。中国では一人っ子政策による急速な高齢化の影響に加えて、所得が一定以上になる前に高齢社会を迎える「未富先老」も大きな課題となっている。

また、2022年、2023年も出生数が減少し、死亡数がそれを上回って増加したため、総人口が減少に転じている。2023年の総人口は14億967万人（2022年から208万人減少）となった。

(2) 財政の見通しと2025年までの改革

中国社会科学院は、2019年4月、企業が負担する保険料率を16%と軽減し続けた場合、2027年以降に年金積立金は減少に転じ、2035年には枯渇するとした推計を発表した。少子高齢化の進展、年金給付が大幅に増加する中で、保険料収入の減少、財政補填の増加により、単年度の収支が大幅に赤字化する点を指摘した。

また、人力資源・社会保障部は、2021年6月に「社会保障に関する第14次5ヵ年計画」を発表し、2025年までの制度改革の目標を提起している。年金において特に重視する内容としては、①定年退職年齢（年金受給開始年齢）の引き上げ、②年金現価率の改定、③地方における年金基金の赤字化の改善、

④年金積立金の運用改善を挙げている。ただし、積年の課題としては、2035年の年金積立金枯渇問題への対処、正確な保険料納付の遵守、年金の受給格差の改善（制度間・地域間）などもある。

(3) 農村部住民・都市の非就業者を対象とした制度

農村住民を対象とした年金制度は1992年に創設された。2009年に国庫負担を伴う基礎年金が導入された。また、都市の非就業者を対象とした年金制度は2011年6月に創設された。

2014年4月、国務院は「都市住民・農村住民の基本養老保険制度の統合に関する意見」を公布し、農村部住民を対象とした年金制度と都市の非就業者を対象とした年金制度を統合し、都市・農村住民基本養老保険制度を創設した。都市・農村住民基本養老保険制度は、統合前の両制度を踏襲し、加入形態は任意加入で、対象年齢は16歳以上、保険料の設定は年額で、100元から100元ごとに1000元までと1500元、2000元の12段階とした。ただし、具体的な保険料については各地域の状況に照らし合わせて決定される。保険料は加入に際して地方財政を財源とする補助金とともに個人口座に積み立てられる。給付は男女とも60歳からとし、基礎年金に加えて個人口座の積立金残高を139で除した金額が給付される。2022年末で加入者数は5億4,952万人、そのうち1億6,464万人が年金を受給している。積立金残高は1兆2,980億元であった（財政部決算）。

(4) 公務員の年金制度

2015年1月、国務院は「機関・事業単位の従業員の養老保険制度の改革に関する決定」を公布し、公務員の年金制度の改革を発表した。公務員はそれまで保険料負担がなく、全額税金負担であったが、新たな制度では企業の被用者と同様の負担割合とされた。本人の拠出分（賃金×8%）は個人口座に、雇用主の負担分（賃金総額×16%）は公務員専用の基金に積み立てられることになった。また、支給レベルを一定程度保つための上乘せ部分として職域年金（3階部分）が設置され、本人の拠出分（賃金×4%）、雇用主の負担分（賃金総額×8%）が専用の個人口座に積み立てられる。

給付は1階部分、2階部分とも都市職工基本養老

保険と同様であり、そこに職域年金の給付分が加算される。なお、2022年の基金の収入（1兆5,217億元）のうち、財政補填は38.9%（5,914億元）とおおよそ4割を占めた。積立金残高は3,744億元であった（財政部決算）。

9. 企業年金、個人養老金制度

(1) 企業年金

企業年金は2004年5月に「企業年金試行弁法」（基本法則）及び「企業年金基金管理試行弁法」（投資運営規定）が施行され、確定拠出型の企業年金制度が導入された。また、2018年2月からは、2004年の弁法を改正した「企業年金弁法」が施行されている。企業年金制度は企業が都市職工基本養老保険に加入し、保険料を納めていることが要件とされている。掛金については、企業と本人の両者が拠出し、企業拠出は従業員の賃金総額の8%を上限、企業拠出と従業員拠出を合わせて賃金総額の12%を上限としている。2022年末で12万8,000社、3,010万人が加入している。ただし、都市職工基本養老保険の加入者に占める割合は6.0%にとどまっている。2022年末の企業年金の資産残高は2兆8,718億元であった。

掛金は金融機関（または事業主が企業内に設置した企業年金理事会）が受託・運用するが、運用規制として流動性商品（銀行普通預金、MTN等）が5%以上、固定収益性商品（銀行定期預金、国債、金融債等）が13.5%以下、權益性商品（株式、ファンド等）が40%以下となっている。

2014年1月からは、企業拠出の掛金について全額損金算入が可能となり、従業員拠出の掛金についても本人の前年の平均月給の4%までは課税所得から控除され、拠出時は非課税、給付時に課税するといった繰延べ措置が導入された。

管理・運用は個人口座によって行われ、転職時には転職先に口座を移管することができる。給付は国が定めた定年退職年齢に到達後に一括または分割して支給され、死亡時には口座残高が法定相続人に一括して支払われることになっている。

(2) 個人養老金制度

個人養老金制度は個人型確定拠出年金で私的年金制度の1つであり、自身で運用商品を選定し、老後

の生活に備える制度である。2022年11月、北京市、上海市、天津市、広州市など大規模・中規模都市を中心に、36都市で先行して導入されている新たな制度である。掛金は加入者個人が拠出し、運用額の上限は年間12,000元（約24万円）で、運用商品には預貯金や銀行の理財商品、保険商品、投資信託などがある。掛金拠出時、運用段階での収益には課税されず、給付時に課税され（EET型）、運用期間は定年退職年齢までで、原則として定年退職年齢以降に引き出しが可能となっている。2023年6月時点で4,030

万人が運用口座を開設し、掛金の総額は182億元となっている。

.....

主な参考文献

- ・2022年度人力資源・社会保障事業発展統計公報
- ・全国社会保障基金理事会「基本養老保険基金受託運営年度報告」
- ・中国社会科学院 世界社保研究センター『中国養老金精算報告 2019-2050』
- ・中国人力資源・社会保障部ウェブサイト
- ・中国財政部ウェブサイト